

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	加 藤 望
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>非継続・非連続的な保育としての一時預かり事業における保育者の実践知 -多声的ビジュアル・エスノグラフィーを用いて-</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 中坪 史典</p> <p>審査委員 教 授 七木田 敦</p> <p>審査委員 教 授 曾余田 浩史</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>育児の負担が保護者に集中する今日の日本社会においては、多様な子育て支援事業が展開されており、その中には、保護者が不定期に保育施設を利用する、非継続・非連続的な保育が数多く展開されている。中でも一時預かり事業は、そうした未就園児がいる保護者と保育施設がつながる場として注目されており、利用者数も上昇の一途を辿っている。本研究は、この一時預かり事業に着目し、子どもが不定期に保育施設に来るような、非継続・非連続的な保育を担う保育者の実践知を明らかにすることで、今後の保育者養成教育や子育て支援事業の在り方を検討することを目的とした。本研究が明らかにする保育者の実践知として、(1) 一時預かり事業を担う保育者が自身の言葉で他者に伝えることのできる実践知、(2) 非継続・非連続的に通園する子どもを理解するための実践知、(3) 保育施設に不慣れな子どもの情緒を安定に導くための実践知に着目した。</p> <p>第1章では、専門家が有する実践知をめぐる議論を整理するとともに、本研究において実践知を捉える視点を提示した。先行研究の論考を包括すると、本研究が明らかにする実践知とは、(1) 保育者が実践の蓄積によって形成し、自身の言葉で他者に伝えることのできる形式知、(2) 保育者同士の対話を通して浮かび上がる暗黙知に二分された。</p> <p>第2章では、本研究の理論的枠組みである、Lee. S. Shulman が提唱した教育の知識基礎と Pedagogical Content Knowledge、及び Max. Van Mane が提唱した教育的タクトについて論じた。また、本研究が上記の理論的枠組みに依拠する理由について説明した。</p> <p>第3章では、本研究の対象と方法について論じた。本研究が採用する多声的ビジュアル・エスノグラフィーの概略を述べるとともに、本研究がこの研究方法論を採用する理由について説明した。また、研究協力を得た保育施設(計12園)、及び保育者(計39名)のプロフィールを示すとともに、収集したインタビューデータの分析手順(コーディングの過程)について説明した。</p> <p>第4章では、一時預かり事業における保育者の実践知の中でも、自身の言葉で他者に伝達可能な実践知である形式知について、Shulman の教育の知識基礎を理論的枠組みとして検討した。分析の結果、一時預かり事業のクラス運営においては、担当する保育者をでき</p>			

れば2年以上を固定することで、子どもがいつ来ても知っている保育者がいるという状況をつくりだすこと、日々異なる子どもの顔ぶれにも、仲良くなれそうな関係性を考慮して言葉をかけること、全面的に保護者を受容する態度で接すること、子どもによって異なる睡眠時間、食事の量、排泄のタイミングを見極めること、子どもが好きな遊びを見つけたら満足するまで遊べるように時間と場所を保証すること、などの実践知を明らかにした。

第5章では、非継続・非連続的に通園する子どもを理解するための実践知である暗黙知について、ShulmanのPedagogical Content Knowledgeを理論的枠組みとして検討した。分析の結果、子ども理解の方法と内容については、状況によっては衛生やマナーよりも子どもの気持ちを優先する場合があること、それぞれの子どものお家庭における生活習慣に合わせてながら保育を行うこと、気晴らしになるような環境を用意すること、子どもが感じているであろう家庭と保育施設のギャップを意識し、その隙間を埋めること、などの実践知を明らかにした。

第6章では、保育施設に不慣れな子どもの情緒を安定に導くための実践知である暗黙知について、特に親密性を要する「抱っこ」に着目し、Maneの教育的タクトを理論的枠組みとして検討した。分析の結果、保育者は「抱っこ」する／しないの判断を即興的に行っており、しない場合は、代替となる育児用品を導入することで、子どもが落ち着いて過ごせるようにしていること、する場合には、子ども自身が「抱っこ」されたい保育者を見極めていること、などの実践知を明らかにした。

本研究の学術的意義として、次の点を挙げることができる。

第一に、国や行政は一時預かり事業を保育実践として位置付けていないにも関わらず、それを担う保育者は、非継続・非連続的に通園する子どもとのかかわることから、高度で多様な実践知を有しており、その内容を具体的に明示したこと。

第二に、多声的ビジュアル・エスノグラフィの研究方法論を用いて、一時預かり事業を担う保育者だけでなく、通常のクラスを担当する保育者の語りの収集・分析を通して、一時預かり事業における保育者に固有の実践知について明示したこと。

第三に、現状の保育者養成教育では求められていない、非継続・非連続的に通園する子どもとのかかわるための環境構成、子ども理解、クラス運営のあり方など、保育内容や保育方法に関する実践力養成の意義と必要性について明示したこと。

第四に、2026年度から実施が予定される「こども誰でも通園制度（仮称）」においても保育者は、非継続・非連続的に通園する子どもとの関係構築が迫られることから、本研究が明らかにした実践知は、その先駆けとして今後の政策立案や保育者研修などにおいて重要な示唆を与え得ること。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和6年2月15日